

## 秋田県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局成瀬ダム工事事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年10月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年10月3日から同年11月15日まで
- 3 作業地域 雄勝郡東成瀬村椿川地内